

平成22年度

富山地区広域圏事務組合

資金不足比率審査意見書

富山地区広域圏事務組合監査委員

富 広 組 第 4 5 号

平成23年7月22日

富山地区広域圏事務組合

理事長 森 雅 志 様

富山地区広域圏事務組合

監査委員 石 黒 三千治

監査委員 田 中 義 明

平成22年度資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に係る資金不足比率に関する書類の審査を実施しましたので、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成22年度決算に係る資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

平成23年7月22日（金）

3. 審査方法

審査は、理事長より送付された平成22年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については説明を求めて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された平成22年度決算に係る資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 結果の概要

資金不足比率については、資金不足が発生していないため該当しない。

(資金不足比率)

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
廃棄物発電事業特別会計	—	20.0

(注)資金不足比率の「—」の表示は、資金の不足額がないことを表している。

2 結果の分析等

資金不足比率は、公営企業会計の資金の不足額が事業規模に占める割合であり、公営企業会計の資金不足の状況を表すものである。

平成22年度の廃棄物発電事業特別会計の決算は資金剰余の状態となっていることから、資金不足は発生していない。

3 意見

平成22年度決算にかかる資金不足比率は、経営健全化計画の策定が義務付けられる基準には至っていないことから、財政の健全性を確保しているものと認められた。

今後とも、安定的かつ持続的な廃棄物発電事業を推進するため、廃棄物発電量に影響を与える可燃ごみ量の変化を的確に把握するとともに、可能な限り事業の効率化を図り、引き続き健全経営の維持・向上に努められたい。